



目 的	市内で介護事業所を運営する法人が、介護職員（専ら事務的業務に従事する職員を除く）の求人を行う経費の一部を補助することで、求人活動の促進と介護職員の確保を図ります。
対 象 者	市内で介護サービス事業所を運営する法人
補 助 額	補助対象となる求人活動に要した経費の2分の1の額 ※申請年度ごとに1法人あたり10万円を上限とし、100円未満の端数は切り捨て
補助対象事例	・求人チラシの作成及び折込 ・養成学校等への訪問 ・職場見学、体験会等の開催 ・市の広報、ホームページの有料広告（求人目的に限る） ・求人説明会の開催、合同求人説明会への参加 ・上記の求人活動により採用した職員の就業準備に係る経費
(求人活動)	・有料職業紹介、仲介サイトの手数料 ・求人活動に用いるパンフ等作成 ・動画、ホームページの作成
(職場環境改善)	・ハラスメント対策 ・職員メンタルヘルスの取組み ・法人内、他法人交流 ・就業規則等の見直し ・介護サービス確保、職員負担軽減の方策検討
補 助 の 申 請	<申請期間> 求人活動を開始しようとする日の30日前まで ※ただし、急を要する場合、やむを得ないと認める場合は前日まで <提出書類> ・補助金交付申請書（様式第1号）
実 績 報 告	<実績報告> 事業が完了した日から30日か申請年度の3月31日のいずれか早い日まで <提出書類> ・実績報告書（様式第2号）
手続きの流れ	<申請の流れ> 各法人において求人活動を企画 <pre> graph TD A[介護事業所求人活動支援補助金申請] --> B["(交付決定)"] B --> C[求人活動の実施] C --> D[実績報告] D --> E["(補助金支払)"] </pre> 30日前 ※求人活動が急を要する場合は、前日まで 30日以内 ※または、3月31日まで